

計画策定 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>5. 具体の整備内容</p> <p>5.1 計画策定・推進</p> <p>5.1.1 計画の進捗チェック、見直しを行う組織 計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会を継続</p> <p>5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携 地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織等から人選し、河川レンジャーとして河川・環境学習の指導等を試行的に依頼 河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スライダ館等を試行的に活用 本整備計画の実施に当たっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や、洪水被害ポテンシャル低減策協議会(仮称)等の場において、相互に連携した総合的な取り組みを検討</p>	<p>5. 具体的な整備内容</p> <p>5.1 河川整備計画策定・推進</p> <p>5.1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置 河川整備計画については、随時進捗を点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。淀川水系流域委員会は進捗の見直し点検にあたって意見を聴く機関として継続する。</p> <p>5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携 (1)情報の共有と公開及び意見交換 河川整備計画の実施にあたり、情報検索機能の向上やより多くの住民が意見を言えるよう従来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させる。また、マスメディアを通して河川に係わる情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに発信するよう努める。表現にあたっては、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を多用して出来る限り解りやすいものとする。 住民と河川管理者及び住民間における意見交換が行えるような機会(対話集会等)を継続的に設ける。 (2)住民との連携・協働 地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織等から河川関係(河川法、河川環境など)の基礎知識を有するものを河川レンジャー(仮称)として任命する。河川レンジャーは河川に係る文化活動、自然保護活動を助言し、河川管理行為を支援する。 河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既設設備である淀川資料館、河川公園管理所、水のめぐみ館、遊水スライダ館、三栖閣門資料館等を試行的に活用する。まず淀川河川事務所伏見出張所構内の三栖閣門資料館において、三栖閣門周辺及び山科川を対象に試行する。また、これらの場所は川に関する人々の交流の場としても活用する。 住民団体や地域に密着した組織等とのパートナーシップ事業を推進する。 河川に係わる人材の育成の支援や、地域住民と連携して環境教育を推進する。 ・子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の検討 ・子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援 また、河川に係わる組織を支援するとともに、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に支援する。</p>	<p>備考</p> <p>見直しを行う主体と、流域委員会の関係を明確化</p> <p>提言等を反映。</p>

計画策定 5章

第1稿	第2稿(案)	備考
	<p>(3)自治体、他省庁との連携 <u>河川整備計画の実施に当たっては、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)や、洪水に強い地域づくり協議会(仮称)等において、自治体や他省庁等と相互に連携した総合的な取り組みを検討する。また、連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題等は流域委員会に報告するとともに、一般にも広く公表する。</u></p>	<p>提言等を反映。</p>

河川環境 2章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>2. 現状の課題</p> <p>2. 1河川環境</p> <p>淀川水系におけるこれまでの河川整備は、洪水氾濫頻度を減少させ、多量の水利用を可能にし、河川敷の都市公園としての利用を促進させ、地域社会に貢献してきた。</p> <p>しかし、それらの結果、瀬や淵、水辺移行帯、変化に富んだ河原は減少し、これまで出水時には冠水して水流に洗われる区域の面積が減少してきた。その他、ダムや堰などによる上流から下流への縦断的な連続性の分断や流域における急激な開発と社会活動の増大による河川水質・底質の悪化など淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。そして、これらの変化も受けて固有種を含む在来種の減少、湿地性植物から陸地性植物への移行など、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。</p> <p>2. 1. 1 河川形状</p> <p>これまでの河川整備により構築された堤防や高水敷、単純な形状の低水路などによって、河川形状は横断方向(水域～河川敷～河川区域外)に連続性が分断されている。さらにはダム・堰等の横断工作物により縦断方向(山～川・湖～海)に不連続になっている。</p> <p>2. 1. 2 水位</p> <p>水資源開発施設による中小洪水の貯留などが流況の平滑化を招き、河川改修事業による河川横断形状の不連続化と相まって、川本来の水位変動や攪乱を減少させ、河川の生態系に影響を与えている場合がある。</p> <p>琵琶湖では、水位低下する頻度が増大しており、これがニゴロブナの産卵に影響を与えている恐れがある。</p> <p>淀川大堰上流部における水域では、平常時水位が高めに安定していることが、ワンドや水辺の浅瀬の面積を減少させ、またワンドと本流との水の交換の減少を招き、ワンド内の水質悪化の原因の一つにもなっている。</p>	<p>2. 現状の課題</p> <p>2. 1河川環境</p> <p>淀川水系におけるこれまでの河川整備は、洪水氾濫頻度を減少させ、多量の水利用を可能にし、河川敷の都市公園としての利用を促進させ、沿川の人々の安全や快適な生活環境の提供等、地域社会に貢献してきた。</p> <p>しかし、それらの結果、瀬や淵、水陸移行帯、変化に富んだ河原は減少し、出水時には冠水して水流に洗われていた区域の面積が減少している。さらに、ダムや堰等の河川横断工作物により山から海へと至る縦断的な連続性が分断され、流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化する等、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。</p> <p>これらの変化も受けて固有種を含む在来種の減少、湿地性植物から陸地性植物への移行等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。</p> <p>また、多くの住民等による河川清掃活動が行われる等意識の向上が見られる一方、一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや河川敷への廃棄物の不法投棄が増加し、河川の景観を損ねているほか、水質や底質に対しても影響がある。</p> <p>2. 1. 1 河川形状</p> <p>これまでの河川整備により構築してきた堤防や高水敷、単純な形状の低水路等によって、河川形状が横断方向(水域～高水敷・堤防～河川区域外)に連続性が分断されているところもある。縦断方向(山～湖・川～海)にはダム・堰等の河川横断工作物により不連続になっているところもある。また、土砂の採取に伴い河床低下が進んだところもある。</p> <p>2. 1. 2 水位</p> <p>水資源開発施設による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き、河川改修事業による河川横断形状の不連続化と相まって、川本来の水位変動や攪乱を減少させ、河川の生態系に影響を与えているところもある。</p> <p>琵琶湖では、淀川水系の治水・利水の面からの水位操作により、5月中旬頃から約1ヶ月の間に琵琶湖水位を約50cmも急激に低下させてしまうとともに、夏以降の水利用により必然的に水位が低下している。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えている恐れがあるほか、琵琶湖の水位が高い冬期間には波浪による浜欠けを助長し、ヨシ刈りに影響を与えているところもある。</p> <p>淀川大堰上流部における水域では、平常時水位が高めに安定していることが、ワンドや水辺の浅瀬の面積を減少させ、またワンド</p>	<p>委員会の指摘により、維持管理、利用からみた河川環境の問題について追記。</p> <p>委員会の意見により琵琶湖の水位操作について追記</p>

河川環境 2章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>2. 1. 3 水量</p> <p>淀川大堰から新淀川に魚道を通して放流を実施しているが、流況が豊富な時以外は、放流を制限または停止している。</p> <p>琵琶湖に注ぐ川の平常時の流水が欠如し瀬切れの問題が起こっている。</p> <p>ダム・堰においては、必要最小限の水量を安定的に確保しながら操作し、安定的供給に一定の効果あげてきたが、その反面、下流河川の水位変動や攪乱は失われた。このため、ダム下流では、アユなどの魚類に適した藻の生育を妨げているなど生態系に影響を与えている場合がある。</p> <p>また、淀川本川では洪水のあと急激に水位が低下するため、陸域が冠水する水域で産卵していた魚類が、陸域に取り残され、斃死を招いたところもある。</p> <p>2. 1. 4 水質</p> <p>淀川水系では、昭和30年代に始まる高度成長期から急激に水質が悪化した。水質汚濁防止法の制定や下水道整備の進捗により、近年、国が管理する区間では大腸菌群数を除いて概ね環境基準を達成している。また、それ以外の区間も含んだ水系全体としても改善されてきている。</p> <p>しかし、上水道用水で高度処理が営々と実施されている現状や、昔は現在よりも人々が水辺に触れ親しんでいたことを鑑みれば、さらなる水質の改善に向けた流域全体の意識改革が課題である。</p> <p>また、昭和50年代前半頃から水道水における消毒副生成物質トリハロメタンをはじめ、ゴルフ場や農業で使用されている農薬、健康に影響する合成有機物質が問題となってきた。さらに、最近では底質も含めダイオキシン類や内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)など微量有害物質による環境汚染が顕在化している。また、油や化学物質の流出事故が特定の地域で頻発している。</p> <p>琵琶湖では昭和62年3月に湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画が策定され、数々の対策が講じてきているが、市街地や農地からの濁水による汚濁負荷(面源負荷)の対策の遅れや琵琶湖周辺の内湖や湿地帯の消失による琵琶湖への流入負荷の増大により、計画目標値を満足するに至っていない。その結果、アオコや淡水赤潮が発生している。</p> <p>近年では下水道整備等の効果によりBODが減少傾向にある</p>	<p>ドと本流との水の交換の減少を招き、ワンド内の水質悪化や底質悪化の原因の一つにもなっている。</p> <p>2. 1. 3 水量</p> <p>淀川大堰から新淀川に魚道を通して放流を実施しているが、流況が良好な時以外は、放流を制限または停止している。</p> <p>琵琶湖に流入する河川においては、平常時の流水が欠如し瀬切れの問題が起こっている。</p> <p>これまでのダム・堰の操作は、利水者に対して安定的な水供給を行うために一定の効果あげてきたが、そのために中小洪水も貯留したことで下流河川の水位変動や攪乱は失われた。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育を妨げている等生態系に影響を与えているところもある。</p> <p>また、淀川本川では瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの放流操作により増水のあと急激に水位が低下するため、一時的に冠水した陸域において魚類の斃死を招いたところもある。</p> <p>2. 1. 4 水質</p> <p>淀川水系各河川の水質は、昭和30年代に始まる高度経済成長期から急激に悪化した。水質汚濁防止法の制定や下水道整備の進捗等により改善されてきている。近年、国が管理する区間では大腸菌群数を除いて概ね環境基準を達成している。</p> <p>しかし、上水道用水で高度処理が営々と実施されている現状や、昔は現在よりも人々が水辺に触れ親しんでいたことを鑑みれば、さらなる水質の改善に向けた流域全体の意識改革が課題である。</p> <p>また、昭和50年代前半頃から水道水の塩素処理によって生成されるトリハロメタンをはじめ、ゴルフ場や農業で使用されている農薬及び健康に影響する合成有機物質が問題となってきた。さらに、最近では底質も含めダイオキシン類や内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)など有害化学物質による環境汚染も顕在化している。また、油や化学物質の流出事故が特定の地域で頻発している。</p> <p>昭和62年3月に湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画が策定された琵琶湖では数々の対策が講じられてきているが、市街地や農地からの濁水による汚濁負荷(面源負荷)の対策の遅れや琵琶湖周辺の内湖や湿地帯の消失による流入負荷の増大等により、計画目標値を満足するに至っておらず、アオコや淡水赤潮が発生している。</p> <p>また、近年、琵琶湖では下水道整備等の効果によりBODが減少傾向にあるのに対し、CODは漸増傾向を示すというBODとCO</p>	

河川環境 2章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>のに対し、CODは漸増傾向を示すというBODとCODの乖離現象を起こし、また、北湖底層においては溶存酸素の減少傾向を示すデータが得られている。</p> <p>ダム湖においては、流入汚濁の増大に伴う富栄養化現象、深層部での貧酸素化現象が見られるほか、下流放流水の水温の環境への影響等が問題となっている。</p> <p>また、淀川大堰下流の汽水域でも夏期の渇水期には貧酸素化現象が見られている。</p>	<p>Dの乖離現象を起こし、琵琶湖北湖底層においては溶存酸素の減少傾向を示すデータが得られている。</p> <p>ダム湖では、流入汚濁の増大に伴う富栄養化現象、深層部での貧酸素化現象が見られるほか、ダムからの放流水の水温による下流環境への影響等が問題となっている。</p> <p>また、淀川大堰下流の汽水域でも夏期の渇水期には貧酸素化現象が見られている。</p> <p><u>この他、近年ではマリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやプレジャーボート等の利用が増えたことにより、ベンゼン、トルエン、キシレン及びMTBE等有害化学物質による新たな水質問題が発生している。</u></p> <p><u>現在、生物及び生物の生息・生育環境から見て望ましく、安心して水辺で遊ぶ、水道水源としてより望ましい等わかりやすい水質管理が求められている。なお、水質汚濁防止連絡協議会は水質事故への対応、水質調査及び解析に関する情報交換等を目的として、行政、学識経験者等で組織されている。</u></p>	<p>委員会の意見により利用から見た水質の課題について追記。</p>
<p>2.1.5 土砂</p> <p>ダムなどの横断工作物による土砂移動の連続性の遮断が、下流河川の一部区間で河床材料の変化を招き水生生物の生息環境に影響を与えているところもある。</p>	<p>2.1.5 土砂</p> <p>ダム等の河川横断工作物による土砂移動の連続性の遮断により、下流河川の一部区間で河床材料の変化を招き水生生物の生息・生育環境に影響を与えているところもある。</p>	
<p>2.1.6 生態系</p> <p>琵琶湖における内湖や淀川の干潟、ワンドなどの湿地帯や瀬と淵の減少などの河川形状の変化、水質の悪化や水位変動の減少等様々な要因が、生物の生息環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。また、琵琶湖では、5月～7月頃にかけての水位低下が、ニゴロブナ等の産卵に支障を与えている恐れがある。近年、アユの冷水病等、魚類の罹病が多発している。</p> <p>淀川、猪名川などの都市域を流れる河川においては冠水頻度の減少により高水敷の干陸化が進み、ヨシ等の湿地性植物が衰退するとともに、ツル性植物や樹木の繁茂が見られ、河川特有の植生が減少している。また瀬と淵の減少、湿地帯の減少、ワンドやたまりの減少、砂州における樹木の繁茂等で、生物の生息環境が悪化している。</p> <p>淀川大堰下流の汽水域では、渇水期に底層の溶存酸素が低下しており、魚介類の生息環境の悪化を招いている。</p> <p>ダムや堰は、魚類の遡上・降下に支障を与えているとともに、瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの下流においては、洪水のあと急激に水位が低下するため、陸域が冠水する水域で産卵した魚類の斃死を</p>	<p>2.1.6 生態系</p> <p>琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。</p> <p>琵琶湖では、5月～7月頃にかけての水位低下が、ニゴロブナ等の産卵に支障を与えている恐れがある。また、近年、アユの冷水病等、魚類の罹病が多発している。</p> <p>淀川、猪名川等の都市域を流れる河川においては冠水頻度の減少により高水敷の干陸化が進み、ヨシ等の湿地性植物が衰退するとともに、ツル性植物や樹木の繁茂が見られ、河川特有の植生が減少している。また、瀬と淵、湿地帯、ワンドやたまりの減少、砂州における樹木の繁茂等で、生物の生息・生育環境が悪化している。</p> <p>淀川大堰下流の汽水域では、夏期の渇水期に底層の溶存酸素量が低下しており、魚類等の生息環境の悪化を招いている。</p>	

河川環境 4章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>4.2 河川環境 これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系に与えてきた影響を真摯に受け止め、淀川水系における今後の河川整備は、各河川に応じた河川の横断的・縦断的形狀の改善、残された環境の保全や失われた環境の再生及び住民が安心して利用できる水質の改善などを目指した河川環境の修復を図る。</p> <p>また、水、土砂、生物など多様な要素が複雑に依存しながら形成されている河川環境を保全及び再生していくに際しては、常に慎重にモニタリングを行いながら、河川環境の反応を把握してフィードバックをしながら進めることとする。</p> <p>4.2.1 河川形状 今後の河川改修は周辺の地形を考慮し、横断方向及び縦断方向の連続性の修復を目指すとともに、瀬と淵が形成されるなど、多様な形状を持つ河道の復元を図る。</p> <p>そのため、瀬と淵、砂州などの河川形状や自然が創り出した狭窄部はできるだけ人為的な手を加えずに保全する。</p> <p>横断方向においては、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への形状をなだらかにするための高水敷の切り下げや生物の生息・生育環境に大切な水辺移行帯を設けるなど良好な水辺の再生を図るため、水際の改善を行う。</p> <p>縦断方向においては、生物の遡上や降下が容易にできる河川横断工作物の改築・新設を検討する。また、堤内地側の樹林帯については、生物の生息・生育環境、移動区間として重要であることから整備を実施する。</p> <p>4.2.2 水位 河川環境及び琵琶湖の湖岸環境を改善するための水位変動や攪乱の増大を図る観点から、治水・利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰などの運用の見直しを検討する。</p> <p>また堰による水位変動にあわせたワンドや水辺移行帯などの保全及び再生や、高水敷を切り下げ、相対的に地盤と水位を近づ</p>	<p>4.2 河川環境 これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、淀川水系における今後の河川整備は、水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と多様な生態系が形成されていた頃の河川環境を強く意識し、各河川に応じた河川の横断的・縦断的形狀の改善、残された環境の保全や失われた環境の再生、住民が安心して利用できる水質の改善等を目指す。</p> <p>また、水、土砂、生物等多様な要素が複雑に依存し形成されている河川環境を保全・再生していくに際しては、人工的な改変によって川をかたち造るという発想ではなく、『川が川をつくる』の手伝うという考え方を念頭に実施するとともに、常に慎重にモニタリングを行い、河川環境の反応や、河川と連続する沿岸海域への影響を把握、評価してフィードバックを行う。なお、モニタリングは河川管理者が独自に行うことに加えて、関係機関、住民及び住民団体との連携を進める。</p> <p>4.2.1 河川形状 今後の河川整備は、『川が川をつくる』の手伝うという考え方を念頭に、これまで実施してきた多自然型川づくりの評価を踏まえた上で、横断方向及び縦断方向の連続性の修復を目指し、変動する水と土砂の流れの結果として、瀬と淵や河原等多様な形状を持つ河川の復元を図る。</p> <p>そのため、瀬と淵、砂州等の河川形状や自然が創り出した狭窄部はできるだけ人為的な手を加えずに保全する。</p> <p>横断方向において、堤防の緩傾斜化や高水敷から水辺への形状をなだらかにするための高水敷の切り下げや生物の生息・生育環境に大切な水陸移行帯等良好な水辺の保全・再生を図るため、水際の改善を行う。</p> <p>縦断方向において、生物の遡上や降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物の改良を検討するほか、新築や改築にあたってはその構造を検討するとともに、許可工作物については、施設管理者に対して指導する。</p> <p>4.2.2 水位 河川及び琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するため、治水・利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図る観点から、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を検討する。</p> <p>堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育</p>	<p>委員会の指摘により、環境の目標について追記。</p> <p>委員会の指摘により、河川整備における考え方を追記。</p> <p>委員会の指摘により、モニタリング等を連携することについて追記</p> <p>委員会の指摘により、河川整備の考え方及びこれまでの評価について追記。</p> <p>委員会の指摘により、 既設施設に関する追記。 新築・改築の構造について追記。 許可工作物に関する追記。</p>

河川環境 4章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>けることによるヨシ原の保全など、河川形状の修復を実施する。</p> <p>堰の水位操作の見直しに際しては、生態系などの調査を実施し、問題点など実態を把握のうえ、試験運用を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。</p> <p>特に琵琶湖については、治水・利水への影響を踏まえた上で、琵琶湖周辺環境を考慮し、生物の生息・生育環境を保全及び再生するための水位操作について検討する。</p> <p>4. 2. 3 水量</p> <p>できるだけ自然流況に近い流量が流れるように、治水・利水への影響を考慮した上で、ダム・堰等の運用を改善し、水位変動や攪乱の増大等を図るための検討を行う。</p> <p>淀川大堰下流においては、汽水域の環境を考慮し、必要な維持流量を検討する。</p> <p>また瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの下流においては、洪水のあと急激な水位低下が生じないような運用操作を検討した上で、実施する。</p> <p>なお、河川の攪乱機能の復元に向けた試験放流において、モニタリング及び評価を行う。</p> <p>4. 2. 4 水質</p> <p>河川水質の改善のためには、河川内での浄化対策には限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策を強力に進めなければならない。</p> <p>そのため、生態系から望ましく、安心して水辺で遊ぶ、水道水源としてより望ましい河川水質等を新たな目標として設定し、監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民と連携して河川への流入総負荷量管理を図るための組織の設立を検討する。</p> <p>水質事故対応のため、即時的な水質監視体制の強化や地域住民による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。</p> <p>また、琵琶湖、ダム湖、河川の水質保全対策についても、汚濁メカニズムの調査検討を踏まえながら、各種の対策に継続的に取り組む。</p>	<p>環境等の調査を実施し、問題点等実態を把握のうえ、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。</p> <p>4. 2. 3 水量</p> <p>できるだけ自然流況に近い流量が流れるように、治水・利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために、ダム・堰等の運用の検討を行う。なお、検討する際には、<u>河川の攪乱機能の復元に向けた試験操作において、モニタリング及び評価を行う。</u></p> <p><u>淀川大堰下流や琵琶湖に流入する河川等において、水量が生物の生息・生育環境の保全・再生にとって重要な要因となっていることから、各河川特性に応じ、河川環境上必要な水量を検討する。</u></p> <p>瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの下流においては、洪水のあとに急激な水位低下が生じないような運用操作を実施する。</p> <p>4. 2. 4 水質</p> <p>河川やダム湖及び沿岸海域の水質及び底質の改善のためには、河川内での浄化対策では限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等流域全体での取組を強力に進めなければならない。</p> <p><u>このため、現在の水質汚濁防止協議会を更に発展させ、自治体、関係機関、住民及び住民団体と連携強化して、河川の流入総負荷量管理を図る琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立を検討する。</u></p> <p>また、生物及び生物の生息・生育環境から見て望ましく、安心して水辺で遊ぶ、水道水源としてより望ましい等の河川水質を新たな目標(生物指標による目標設定を含む)として設定し、監視地点、測定頻度や監視項目の増大等、平常時における監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民及び住民団体と連携を図り、<u>流域をも対象としたデータの共有化を図る。</u></p> <p>水質事故対応のため、即時的な水質監視体制の強化や住民による細かな水質モニタリングの支援体制を確立するほか、<u>ダイオキシン類等の有害化学物質に関する水質及び底質モニタリングを実施し、必要があれば生物及び生物の生息・生育環境にも配慮した改善対策を検討する。</u></p> <p>また、琵琶湖、ダム湖、河川の水質及び底質の保全・再生対策</p>	<p>委員会の指摘により、流域全体で水質改善を取り組む体制に関する文章の追記。</p>

河川環境 4章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>さらに、ダム放流水の水温についても、下流への影響を勘案して改善対策を実施する。</p> <p>なお、下水排水や汚濁流入支川を本川と分離して流す流水保全水路については、既存施設において分離の効果などについて引き続き調査、検討を行う。</p> <p>4. 2. 5 土砂 ダム・砂防などの横断工作物における土砂移動の連続性を確保するための方策を講じ、河床の改善や復元を図るよう検討する。</p> <p>4. 2. 6 生態系 生態系の現状と変化を的確に把握するため、引き続きモニタリングを実施する。 また、河川の横断方向及び縦断方向に連続性を持った水辺の生息・生育環境を確保するとともに、生物に配慮した水位管理や水量管理を検討する。</p> <p>固有種・在来種・希少種の保護のために、外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について検討する。一方、関係機関や地域住民等と連携しながら外来種対策に関し推進し、啓発活動も実施する。</p> <p>4. 2. 7 景観 治水施設などの新設及び改築にあたっては、周辺の景観の観点からのアセスメントを実施する。 また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備等の許認可に際しては、その事業者に対して、景観の観点からのアセスメントの実施を指導する。 また、ダム貯水池法面の裸地の緑化対策に取り組む。</p> <p>4. 2. 8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 護岸工事の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状が不連続とならないように施工するものとするが、水衝部等で河岸の保持のため低水護岸を施工する場合は、生物の生息・生育を配慮した工法を採用する。 仮締切、工事用道路等の仮設工作物及び施工機械、施工時期等については、できるだけ生物の生息・生育環境への影響を少な</p>	<p>についても、汚濁メカニズムの調査検討を踏まえながら、各種の対策に継続的に取り組む。</p> <p>さらに、ダム放流水の水温についても、下流への影響を勘案して必用があれば改善対策を実施する。</p> <p>なお、下水排水や汚濁流入支川の流水を本川の流水と分離して流す流水保全水路については、既存施設における分離の効果等について引き続き調査、検討を行う。</p> <p>4. 2. 5 土砂 土砂移動を分断しているダム等の河川横断工作物について、土砂移動の連続性を確保するための方策を、<u>山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。</u></p> <p>4. 2. 6 生態系 <u>生物及び生物の生息・生育環境の現状と変化を的確に把握するため、引き続きモニタリングを実施する。</u> また、<u>河川に流れ込む支川や水路等を含めた河川の横断方向及び縦断方向に連続性を持った生物の生息・生育環境を確保するとともに、生物に配慮した水位管理や水量管理等の方策について、関係機関等と連携して検討する。</u> 淀川水系における良好な生物の生息・生育環境を保全・再生するために、外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について、関係機関や住民及び住民団体等と連携しながら外来種対策を推進し、啓発活動も実施する。</p> <p>4. 2. 7 景観 <u>河川管理施設等の新設及び改築にあたっては、周辺の景観との調和に関して検討する。</u> また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備等の許認可に際しては、その事業者に対して、<u>河川景観の観点からの助言を行う。</u> <u>ダム貯水池法面の裸地対策について取り組む。</u></p> <p>4. 2. 8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 護岸工事の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状が不連続とならないように施工するが、水衝部等で河岸の保持のため護岸を施工する場合は、生物の生息・生育環境に配慮した工法を採用する。 仮締切、工事用道路等の仮設工作物及び施工機械、施工時期等については、できるだけ生物の生息・生育環境への影響を少な</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>委員会の指摘により 問題点について文章の追加・訂正。 流域に関する文章の追記。 許可工作物に関する文章の追記。</p> <p>委員会の指摘により、モニタリングに関する文章の追記。</p>

河川環境 4章

第1稿	第2稿(案)	備考
<p>くするようにする。また、工事により発生する濁水は、できるだけ生物の生息・生育条件に影響を与えないよう排水ルート等に配慮する。</p> <p>河川工事のための大量土砂の輸送手段としての舟運や緊急用河川敷道路の活用、土砂仮置場の堤内地での確保、河川敷内仮置き箇所・面積の縮小、工専用道路の既存土の活用等を図る。</p>	<p>くするようにする。また、工事により発生する濁水は、できるだけ生物の生息・生育条件に影響を与えないよう排水ルート等に配慮する。</p> <p>また、できるだけ生物の生息・生育環境に影響を与えないように、河川工事のための土砂の輸送手段として、舟運と緊急用河川敷道路の活用、土砂仮置場の堤内地での確保、河川敷内の工事資材等の仮置き箇所・面積の縮小等を図る。</p>	